

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

【農地法第3条の主な許可基準】

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

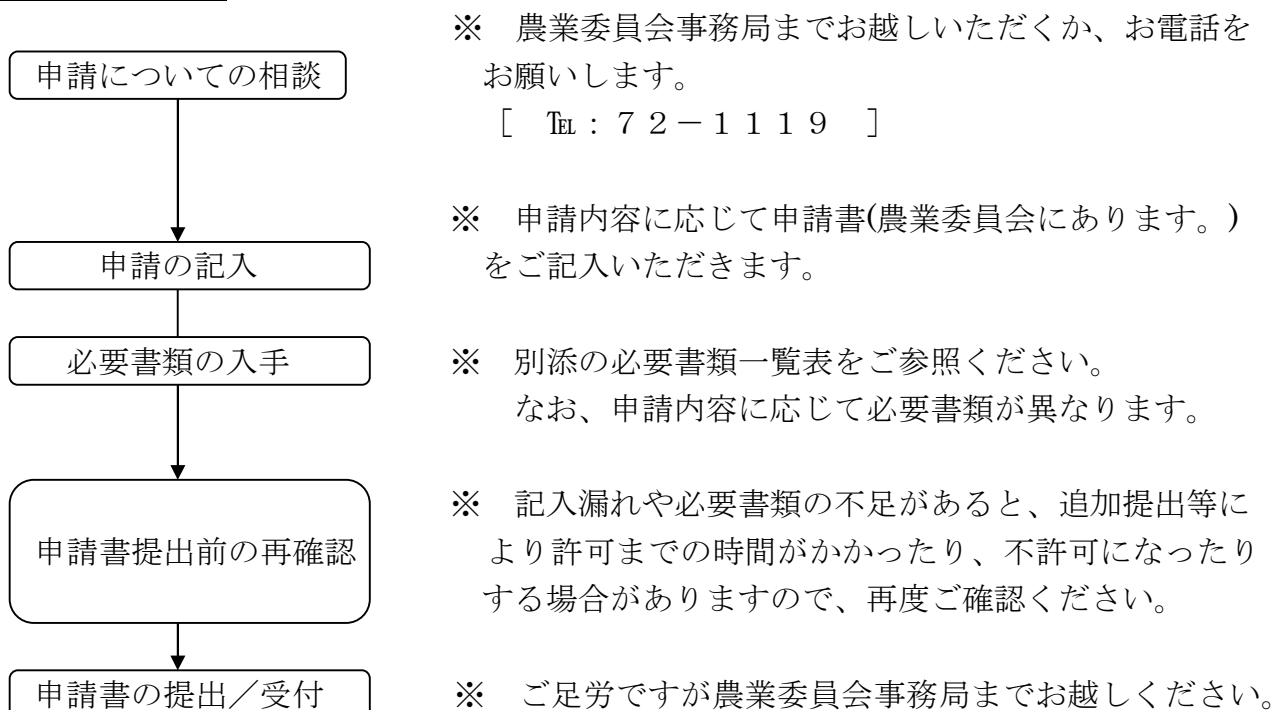
- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ② 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上（20a）であること
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※ 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

【農地法第3条許可事務の流れ】

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。なお、ご相談から許可申請・許可交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ （総会への申請受付は毎月15日までです。）

申請書の提出／受付

申請内容の審査

農業委員会総会

県知事による審査

許可書の交付

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
また、現地調査を行ないます。

※ 農業委員会総会で許可・不許可について農業委員会の意思決定を行ないます。

※ 瀬戸内町外にお住みの方が瀬戸内町内の農地を買ったり借りたりする場合には、県知事による審査が行なわれます。

※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。

※ 申請の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です。